(b)　ソマリア和平及び和解プロセスに関与する全ての者の移動の自由、安全通行及び保護を支援することにより、ソマリアにおける対話と和解を支援すること。

(c)　ソマリア連邦政府がその政府としての機能を遂行することを援助するための保護及び重要インフラへの警備を、必要に応じ提供すること。

(d)　ＡＭＩＳＯＭの能力の範囲内で、かつ他の関係当事者と調整の上、共同作戦を含むソマリア連邦政府治安部隊の訓練及び指導を通じ、ソマリア国家安全保障計画の履行を支援すること。

(e)　要請に応じかつ能力の範囲内で、人道支援の提供のために必要な治安環境の醸成に貢献すること。

(f)　既存の文民能力の範囲内で、国際連合と協力して、ソマリア連邦政府がアル・シャバーブから回復した地域において国家権限を拡大することを支援すること。

(g)　ＡＭＩＳＯＭの要員、施設、設備、装備及び任務を防護し、ＡＭＩＳＯＭ要員及び安全保障理事会によって与えられた任務を遂行している国際連合要員の安全及び移動の自由を確保すること。

2　国際連合を含む国際社会から集まった人員に対して警備、護衛及び防護の任務を提供するため、ＡＭＩＳＯＭに認められた部隊規模の範囲内で、適切な規模の護衛部隊を更なる遅滞なく創設するという決議第二千三十六号（二千十二年）9の規定の要請を改めて表明し、ＡＵに対し、安全保障理事会に対する次回の報告において、その創設に向けた進展及び予定表の詳細を提供するよう要請する。

3　事務総長に対し、ＡＭＩＳＯＭ戦略コンセプト及びＡＭＩＳＯＭ作戦構想の履行に関するものも含め、ＡＭＩＳＯＭの計画及び展開に関する技術的、管理上の及び専門的な助言を国際連合アフリカ連合事務所を通じて、ＡＵに対して提供することを継続するよう要請する。

4　事務総長に対し、決議第二千十号（二千十一年）10、11及び12の規定、決議第二千三十六号（二千十二年）4及び6の規定並びに決議第二千七十三号（二千十二年）2の規定で言及されたＡＭＩＳＯＭに対する兵站支援パッケージを、二千十四年二月二十八日まで、最大で一万七千七百三十一人の制服要員分提供することを要請する。これにあたっては、決議第千九百十号（二千十年）4の規定に定めるとおり、国際連合資金の支出に関する説明責任及び透明性を確保し、人権への相当な注意に関する事務総長の政策の要件に合致して行うものとする。

5　ＡＭＩＳＯＭに対する兵站支援に関する決議第二千三十六号（二千十二年）6の規定及び決議第二千七十三号（二千十二年）2の規定を改めて表明する。

6　ＡＭＩＳＯＭに提供される資源、特に部隊、文民要員及び装備の数量に関する透明性及び適切な説明責任に関係する決議第二千三十六号（二千十二年）5の規定の要請を想起し、国際連合ＡＭＩＳＯＭ支援事務所（ＵＮＳＯＡ）に対し、ＡＵと協力して、ＡＭＩＳＯＭの一部として展開されている部隊、文民要員及び装備の数量を検証するよう要請する。

7　新規及び既存の支援国に対し、部隊俸給、装備品、技術的支援及び国連ＡＭＩＳＯＭ信託基金を通じたＡＭＩＳＯＭへの無条件の資金の提供を通じて、ＡＭＩＳＯＭを支援するよう要請し、ＡＵに対して、最近ＡＵがアフリカ主導マリ国際支援ミッションに対して行ったように、ＡＵ自身の分担金を通じてＡＭＩＳＯＭへの資金提供を検討するよう要請する。

8　ＡＵに対し、この決議の採択から九十日毎に事務総長に報告書を提出することを通じて、引き続き安全保障理事会に対してＡＭＩＳＯＭの任務の履行について定期的に報告するよう要請する。

9　作戦中に文民の死傷者を減少させることに関してＡＭＩＳＯＭが果たした進展を歓迎し、ＡＭＩＳＯＭに対して、文民の死傷者の発生を防止する取組を強化するよう要請する。

10　ＡＭＩＳＯＭに対し、ＡＵ平和・安全保障理事会が要請したとおり、文民の保護に対して効果的な取組を更に策定するよう奨励する。

11　文民死傷者追跡分析対応室（ＣＣＴＡＲＣ）を設置するとのＡＭＩＳＯＭの約束を想起し、その設置の重要性を強調し、ＡＭＩＳＯＭに対し、ＣＣＴＡＲＣの設置に関する進展につき報告するよう要請し、国際社会の支援国及びパートナーに対し、ＣＣＴＡＲＣの設置に向けて更なる支援を行うよう要請する。

12　ＡＭＩＳＯＭに対し、その拘束下にあるいかなる被拘束者も、国際人道法及び人権法の下でＡＭＩＳＯＭが負っている義務に厳格に従って取り扱われることを確保するよう要請する。

13　ＡＭＩＳＯＭに対し、ＡＭＩＳＯＭ内部において児童及び女性の保護を主流化するために既存の文民部門の中に児童保護顧問一名及び女性保護顧問一名を配置することを含め、その活動及び作戦において、児童及び女性の保護を強化するよう要請する。

14　ＡＭＩＳＯＭに対し、平和維持の文脈における性的搾取及び虐待に関する国際連合不寛容政策に合致した政策を適用することにより、性的暴力並びに性的搾取及び虐待を防止するための適当な措置をとるよう要請する。

15　ＡＵに対し、不正行為の申立を受け付けて追跡し、要員提供国と共に調査結果及び適用可能な懲戒処分に関して事後も関心を払うことに関する明確な制度を含め、不正行為の申立に組織的に対処する制度を設置するよう要請し、国際連合に対し、この取組においてＡＵに助言し指針を提供するよう要請する。

16　ソマリア政府がソマリア離脱戦闘員対処国家計画を策定したことを歓迎し、適切な人権保護措置の必要性に留意し、加盟国に対し、資金の提供を通じて同計画を支援するよう奨励する。

国際連合の戦略的再検討

17　事務総長による、国際連合のソマリアにおける展開及び関与に関する再検討を歓迎する。

18　国際連合ソマリア政治事務所（ＵＮＰＯＳ）はその任務を完了しており解散されるべきであるとの事務総長の見解に同意し、さらに、ＵＮＰＯＳが可及的速やかに新たな拡大した特別政治ミッションによって代替されるべきであるとの見解に同意する。

19　ソマリアの環境は国際連合平和維持活動の展開には未だ適切ではないとの事務総長の見解に同意し、事務総長に対し、国際連合平和維持活動の展開が適切であると判断することができる時期に関する基準の設定を含め、この問題を継続的に再検討するよう要請し、事務総長の安全保障理事会に対する定期報告の一環として、この情報を受領することを期待する。

20　ＵＮＳＯＡは新たな国際連合ミッションの枠組みに統合されるべきことを決定し、ＵＮＳＯＡの長は、ＡＭＩＳＯＭ兵站支援パッケージの提供について引き続きフィールド支援局に報告し、また、新たな国際連合ミッションへのロジ支援及び新たな国際連合ミッションの任務に関連してＵＮＳＯＡの機能から生じる政策的又は政治的問題について、事務総長特別代表に報告するものとする。

21　二千十四年一月一日までに、ＡＭＩＳＯＭと並行して活動する新たな国際連合ミッションに統合されたものとして、事務総長副特別代表兼常駐・人道調整官（ＤＳＲＳＧ／ＲＣ／ＨＣ）の職位が設置されることを要請し、その間にも、事務総長に対し、即時の効力をもって、国際連合カントリー・チームの全ての適切な活動が、人道支援の人間性、公正性、中立性及び独立を保ちつつ、共同チーム及び共同戦略を通じたものを含め、新たな国際連合ミッションと完全に調整されることを確保するよう要請し、さらに、事務総長に対し、国際連合カントリー・チーム及び新たな国際連合ミッションの業務を統合するために取る措置について、九十日毎に報告書を提出することにより、安全保障理事会に定期的に報告するよう要請する。

22　事務総長に対し、下記に規定する基本原則に基づき、ソマリア連邦政府、ＡＵ、地域機関及び加盟国と完全に協力して、新たな国際連合ミッションの実施に関する技術評価ミッションを実施するよう要請する。

(a)　国家建設及び平和構築の課題におけるソマリアのオーナーシップを強化すること。

(b)　和解、選挙及び連邦制度の効果的な実施を含め、政府に対して、伝統的な国際連合のあっせん機能及び支援を提供すること。

(c)　このミッションが、大幅に強化された治安及び法の支配に関する能力を持つことを通じてを含め、治安、安定化、平和構築及び国家建設に関し、戦略的及び政策的助言を提供すること。